

証券コード 5572
2026年10月8日
(電子提供措置の開始日2026年10月5日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
株式会社Ridge-i
代表取締役社長 柳 原 尚 史

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記の通り開催致しますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第11期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ridge-i.com/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（リッジアイ）又は証券コード（5572）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、事前にインターネット又は書面により議決権を行使いただくことも可能です。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2026年10月26日（月曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって上記の行使期限までに賛否をご入力ください。ご不明な点がございましたら、株主名簿管理人 三菱ＵＦＪ信託銀行証券代行部 電話0120-173-027までお問合せください。

敬具

記

1. 日時 2026年10月27日（火曜日）午前10時00分
2. 場所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー2階
大手町ファーストスクエアカンファレンスRoomA
3. 目的事項
報告事項 1. 第11期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

会社法改正により、電子提供措置事項について1頁に掲載しております各ウェブサイトにアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送り致します。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない株主様につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

行使
期限

2026年10月26日（月曜日）
午後6時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。



インターネットにより
議決権をご行使される場合

行使
期限

2026年10月26日（月曜日）
午後6時30分入力分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



開催
日時

2026年10月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催
場所

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー2F
大手町ファーストスクエアカンファレンスRoom A

■ インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

1. QRコードを読み取る方法

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

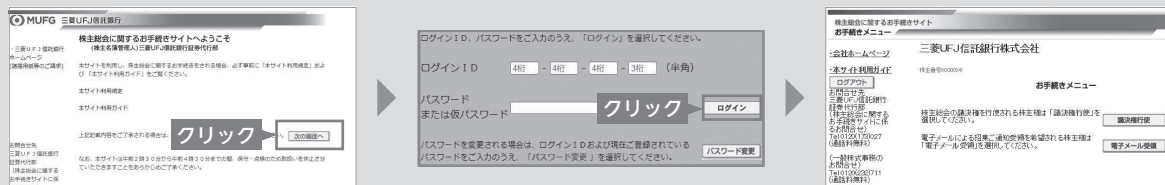
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！



2. ログインID・仮パスワードを入力する方法 <https://evote.tr.mufg.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスいただくか右にあるQRコードをお読みとりいただき、同封の議決権行使書紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

（注）「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取るアプリケーション（または機能）の導入が必要です。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！ ご注意

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即して事業内容の明確化を図るために、現行定款第2条の事業目的について削除を行うものであります。
- (2) 株主総会の円滑な運営を行うため、現行定款第16条の決議の方法について、株主総会における特別決議の定足数を、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上とする旨に変更するものであります。
- (3) 今後の事業規模の拡大に備えて、現行定款第18条に定める取締役（監査等委員である者を除く。）の員数の上限を6名から8名に増員するものであります。
- (4) 上場会社において、定款に定めること等の一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながることから、バーチャルオンリー株主総会を選択肢の一つとして導入できるよう、現行定款第12条に第2項を新設するものであります。なお、実際の株主総会の開催につきましては、その時々状況に応じて株主の皆様の利便性や対話の機会等を総合的に考慮し、取締役会にて決定いたします。また、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会は、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資するものとして、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、第36条を新設するものであります。併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) AI（人工知能）技術、機械学習、ディープラーニング技術、データ分析等に関するシステム開発 (2) AI技術、データ分析に関するコンサルティング及び新規事業開発 (3) AIアルゴリズム、データ分析に関する研究開発及びライセンス提供事業 (4) 人工衛星画像のAIによる解析並びに分析レポート提供事業 (5) 経営コンサルティング事業 (6) ITシステムの開発と運用事業 (7) 音楽・映像ソフトの企画・制作・販売、出版管理及び原盤制作 (8) 広告代理業及びマーケティングコンサルティング事業 (9) 日本国及び外国アーティスト、タレント及びクリエイター等のマネジメント及びプロモート業務 (10) 事業投資・運営事業 (11) 書籍、雑誌、その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売 (12) 教育研修並びにセミナー事業 (13) 労働者派遣事業 (14) 前各号に付帯関連する一切の事業 (自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 第8条～第11条 (条文省略) (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) AI（人工知能）技術、機械学習、ディープラーニング技術、データ分析等に関するシステム開発 (2) AI技術、データ分析に関するコンサルティング及び新規事業開発 (3) AIアルゴリズム、データ分析に関する研究開発及びライセンス提供事業 (4) 人工衛星画像のAIによる解析並びに分析レポート提供事業 (5) 経営コンサルティング事業 (6) ITシステムの開発と運用事業 (削除) (削除) (削除) (7) 事業投資・運営事業 (8) 書籍、雑誌、その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売 (9) 教育研修並びにセミナー事業 (10) 労働者派遣事業 (11) 前各号に付帯関連する一切の事業 (削除) 第7条～第10条 (条文省略) (招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

現行定款	変更案
第13条～第15条（条文省略） （決議の方法） 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第17条（条文省略） （員数） 第18条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、6名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。 第19条～第36条（条文省略） （新設）	第12条～第14条（条文省略） （決議の方法） 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第16条（条文省略） （員数） 第17条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、8名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。 第18条～第35条（条文省略） （剰余金の配当等の決定機関） 第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）6名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において各候補者の経歴や業績等の検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	再任	やなぎはら たかし 柳 原 尚 史 (1981年2月5日生)	2003年 4 月 NTTコミュニケーションズ株式会社 入社 2006年 8 月 HSBC Services Japan 入社 2010年 2 月 大和証券キャピタルマーケット株式会社 (現 大和証券株式会社) 入社 2012年 7 月 ブラックロック・ジャパン株式会社 入社 2016年 7 月 当社創設 代表取締役社長（現任） 2026年 6 月 SBIホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)	455,400株
【選任理由】 柳原尚史氏は、創業から代表取締役社長として事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できることから引き続き取締役候補者と致しました。				

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	再任	い ち き か る じ 市 来 和 樹 (1990年4月11日生)	2015年 4 月 株式会社フォワードネットワーク 入社 2018年 2 月 当社 入社 2021年 5 月 当社 執行役員 2021年 10月 当社 執行役員開発部長 2022年 2 月 当社 執行役員プロフェッショナルサービ ス事業部長兼開発部長 2022年 6 月 当社 取締役プロフェッショナルサービス 事業部長兼開発部長 2024年 8 月 当社 常務取締役カスタムAIソリューショ ン事業部長（現任） 2026年 5 月 創研情報株式会社 取締役（現任）	一株
【選任理由】 市来和樹氏は、AI領域におけるプロジェクトマネジメントとエンジニアリングにおける豊富な経験に 基づき、技術分野の責任者として当社の開発部門を牽引するとともに、当社の成長及び事業拡大に貢献 していることから、引き続き取締役候補者と致しました。				
3	再任	な か い つ と む 中 井 努 (1972年8月12日生)	2001年 6 月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監 査法人）入所 2007年 9 月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査 法人）入所 2008年 12月 株式会社プロロジス 入社 2011年 2 月 株式会社エー・ピーカンパニー（現 株式 会社エー・ピーホールディングス）入社 2014年 6 月 同社 取締役管理本部長 2019年 5 月 当社 入社 2019年 10月 当社 執行役員管理部長 2022年 6 月 当社 取締役管理部長（現任） 2026年 5 月 創研情報株式会社 取締役（現任）	17,500株
【選任理由】 中井努氏は、監査法人及び事業会社での就業を経て、管理分野の責任者として当社の管理部門を牽引 するとともに、当社の成長及び事業拡大に貢献していることから、引き続き取締役候補者と致しました。				

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 の株式数
4	再任 社外 独立	にしむら たつひこ 西 村 竜 彦 (1979年1月3日生)	2003年 4 月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケー ーションズ株式会社 (現 ソニー株式会社) 入社 2013年 6 月 株式会社産業革新機構 (現 株式会社産業 革新投資機構(INCJ)) 入社 2017年 10月 株式会社QPS研究所 社外取締役 (現任) 2017年 12月 株式会社ispace 社外取締役 2018年 6 月 UMITRON PTE.LTD.社外取締役 2019年 3 月 当社 社外取締役 (現任) 2022年 4 月 株式会社INCJ マネージングディレクター 2024年 4 月 Frontier Innovations株式会社 代表取締 役社長 (現任)	一株
			【選任理由】 西村竜彦氏は、IT業界及び金融業界での勤務経験及び豊富な投資先の企業経営の経験から事業面及び財 務面にも精通しており、当社における社外取締役としてのこれまでの実績を踏まえ、当社の持続的な成 長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期 待できるものと判断し、引き続き取締役候補者と致しました。	
5	再任 社外 独立	きした ゆうすけ 木 下 祐 介 (1986年5月23日生)	2013年 4 月 株式会社ビービット 入社 2015年 7 月 RISU Japan株式会社 入社 2018年 12月 同社 CTO 2019年 8 月 株式会社Preferred Networks 入社 2020年 12月 合併会社YPスイッチ 取締役 2025年 4 月 株式会社バルカー 執行役員デジタル戦略 本部長 (現任) 2025年 10月 当社 社外取締役 (現任)	一株
			【選任理由】 木下祐介氏は、IT業界での勤務経験、特にAI業界における技術及びビジネスの経験から事業面及び技 術面にも精通しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び 経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者と致しました。	

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	再任 社外	きむらのりよし 木村紀義 (1969年1月26日生)	1992年4月 電通国際システム株式会社（現 株式会社 電通総研）入社 1998年11月 イー・トレード株式会社（現 SBIホールデ ィングス株式会社）入社 2006年4月 株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調 査会社（現 ドコモSMTBネット銀行株式 会社）取締役 2009年6月 SBIホールディングス株式会社 取締役 2021年4月 ネットムーブ株式会社 代表取締役会長 2022年8月 ネットムーブ株式会社 取締役会長 2023年11月 SBIホールディングス株式会社 地銀価値向 上 推進室 テクニカル・アドバイザー（現 任） 2024年9月 SBIネオバンキングシステム株式会社 取締 役（現任） 2024年10月 株式会社ディーカレットホールディングス （現 株式会社DCP）社外取締役（現任） 2025年5月 地方創生バンキングシステム株式会社 取 締役（現任） 2025年7月 SBIホールディングス株式会社 専務執行役 員グループCTO（現任） 2025年10月 当社 社外取締役（現任） 2026年7月 株式会社SBI新生銀行テクノロジーアドバ イザー（現任）	一株
【選任理由】 木村紀義氏は、IT業界及び金融業界での勤務経験及び取締役としての豊富な企業経営の経験から事業面及び技術面にも精通しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者と致しました。				

- (注) 1. 候補者柳原尚史氏は、SBIホールディングス株式会社の社外取締役を兼務し、同社と当社との間では、2025年9月12日付けで締結された資本業務提携契約があります。また、候補者木村紀義氏も同社の執行役員を兼務しております。その他の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 西村竜彦氏、木下祐介氏及び木村紀義氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、西村竜彦氏、木下祐介氏及び木村紀義氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく取締役及び執行役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案の候補者が取締役に選任された場合は当該保険の被保険者となる予定です。当該保険契約の次回更新は2027年4月に予定しております。なお、その契約内容の概要は、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を補償対象としています。
5. 西村竜彦氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって7年7ヶ月であります。また、木下祐介氏及び木村紀義氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 当社は、取締役候補者西村竜彦氏及び木下祐介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2022年5月30日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき今日に至っております。この度、経営環境の変化、当社グループ業績拡大及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に伴い拡大する取締役の役割・責務に備え、また、今後の人材登用に資する報酬枠の確保を目的として、取締役の報酬額を、「年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額15百万円以内）」とさせていただきたいと存じます。なお、従来同様、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」でご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬は、本議案に係る報酬枠とは別枠といたします。

当社は、2024年9月20日の取締役会において、「取締役報酬の決定方針」を定めておりますが、第3号議案乃至第5号議案をご承認いただくことを条件に、その内容を下記【ご参考】に記載のとおり変更することを2026年9月11日開催の取締役会において決議しております。本議案は当該方針に沿うものであり、また、報酬委員会への諮問を経て決定されていることから、その内容は相当であると考えております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役3名）となります。

【ご参考】

取締役報酬の決定方針

(a)基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等にかかる基本方針は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社の価値の増大に資することを狙いとして構築すること、また、個人別の取締役の報酬の決定に際して、役位と職責、在任年数、貢献度を踏まえた適正な水準とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、①基本報酬としての固定金銭報酬②各事業年度の連結業績等に応じて決定される業績連動金銭報酬③中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として支給する譲渡制限付株式及び当社新株予約権とを組み合わせた体系とする。社外取締役の報酬は、監督機能の独立性を保つ観点から、基本報酬である固定金銭報酬と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として支給する譲渡制限付株式を組み合わせた体系とする。なお、いずれも株主総会で決議された報酬総額の限度内の支給とする。

(b)固定金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定金銭報酬は、毎月の固定額とする。個別の報酬額は、基本方針に基づき、報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定する。

(c)業績連動金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動金銭報酬は、連結業績に係る目標達成度を基礎として、これに管掌部門の業績や重要課題・重点施策への取組みとその成果等に基づき各取締役の個人評価を加味して算定する。また、業績の目標達成度を測る指標には、当社売上高及び営業利益を採用する。個別の業績連動金銭報酬の額は、基本方針に基づき、報酬委員会への諮問を経て取締役会にて決定し、各事業年度終了後に一括して支給する。

(d)非金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の非金銭報酬は、当社の持続的な企業価値向上へのインセンティブを与え、株主との一層の価値共有を図ることを目的として、当社新株予約権等の付与または一定期間継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件とする譲渡制限付株式を付与する。新株予約権の個人別の付与は、基本方針に基づき、報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定する。譲渡制限付株式の具体的な付与金額及び株式数については、報酬委員会への諮問を踏まえたうえで取締役会が決定し、原則として、毎年一定の時期に付与する。なお、付与対象者に重大な職務違反等があった場合、当社は交付した株式を当然に無償で取得する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」といいます）の金銭報酬額は、2022年5月30日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただいております。第3号議案が原案どおりに承認可決されますと、上記の報酬額は、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額15百万円以内）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式を報酬として支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえて相当と考えられる金額として、年額35百万円以内（うち、社外取締役分は3百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会への諮問を踏まえたうえで取締役会において決定することといたします。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおりに承認可決されますと、対象取締役は6名（うち、社外取締役3名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（うち社外取締役分は年1,200株以内）といたします。（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（「本割当契約」という）を締結することを条件とします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役報酬の決定方針（なお、本議案が原案どおりに承認可決されることを条件として、その内容を第３号議案に記載のとおり変更することを2026年９月11日開催の取締役会において決議しております）、その他諸般の事情を考慮のうえ、報酬委員会の審議を経て決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、上記に規定する場合においては、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2022年5月30日開催の臨時株主総会において、年額15百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査等委員である取締役（以下、本議案において「対象取締役」といいます。）についても、株主の皆様との価値共有を図りつつ、中長期的な企業価値の棄損防止及び業務執行の適正な監督機能を確保することを目的として、上記の報酬額とは別枠にて、当社の対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式を報酬として支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえて相当と考えられる金額として、年額5百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。なお、現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は3名）です。

対象取締役は、当社の監査等委員である取締役の協議及び取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年2,000株以内といたします。（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（「本割当契約」という）を締結することを条件とします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、その他諸般の事情を考慮のうえ決定されており、相当であると考えております。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員である取締役全員から、全ての対象取締役について適任であり、内容も妥当である旨の意見表明を受けております。

【本割当契約の内容の概要】

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、上記に規定する場合においては、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

事業報告

(自 2025年 8月 1日
至 2026年 7月 31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、「データ・AIを駆使した最先端技術とビジネス知見を用いて、未解決の課題に挑み、新しい社会を実現する」をミッションとして掲げ、カスタムAIソリューション事業として顧客の目的から現場のプロセス、課題を理解し、様々なデータに対応したAIを組み合わせた最適なAIソリューションの提案から実装までを行っており、特に直近では生成AI関連のニーズが増加しております。また、AI技術と親和性の高いデジタルマーケティング事業において、SNS広告のプランニングから作成までとプラットフォームの配信や広告等で利用される音楽制作を展開してまいりました。

2025年9月には、SBIホールディングス株式会社との資本業務提携、第三者割当増資による新株式の発行を行いSBIホールディングス株式会社の関連会社となっております。この資本業務提携に基づき金融データや企業ネットワークを使った各種施策を進めており、2026年3月には4億円規模の大型AI関連プロジェクトを受注しております。

これら資本業務提携の効果やその他既存顧客からのプロジェクト依頼の増加によりカスタムAIソリューション事業が想定以上に伸長しており、当該事業に経営資源を集中するために直近でシステム開発会社の買収とデジタルマーケティング事業を行っていた子会社の売却を行っております。2026年5月にシステム開発会社である創研情報株式会社の株式を保有するS K コラボレーション株式会社の株式を取得し2社とも当社の100%子会社となっております。ただしこの2社について、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、2社の業績は連結損益計算書には含まれておりません。また、2026年7月に子会社のスターミュージック・エンタテインメント株式会社の株式をすべて売却しております。このため当連結会計年度にこの譲渡子会社の業績は当連結会計年度末まで含まれておりますが、当連結会計年度末の連結貸借対照表には含まれておりません。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は以下の通りとなりました。

売上高については、既存顧客からのAIプロジェクトの継続、特に生成AIテーマ案件増加に加えて、2026年3月に受注した大型のSBIグループ案件の多くが売上計上となった結果、2,993,819千円（前期比15.4%増）となり、売上総利益については、1,646,933千円（前期比24.2%増）となりました。

営業利益については、上記の通り売上高の増加に伴い、547,164千円（前期比93.3%増）となりました。なお、販売費及び一般管理費は外注利用、積極的な採用活動や生成AI等の新しい技術に対応するために研究開発等を継続しておりますが、粗利率の高いカスタムAIソリューション事業において売上高の増加が費用増加を大幅に上回っており、営業利益率は18.3%で想定より高い水準となっております。

経常利益については、営業利益の増加により556,223千円（前期比91.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益の増加に加えて子会社株式の売却により関係会社株式売却益88,408千円の計上があったことにより407,549千円（前期比191.9%増）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

① カスタムAIソリューション事業

カスタムAIソリューション事業におきましては、売上高が1,811,723千円（前期比41.5%増）、セグメント利益が506,743千円（前期比213.3%増）となり、サービス別では、前連結会計年度から継続している大手企業の顧客を中心としたAIプロジェクトの継続に加えてSBIグループからの大型受注があったことによりAI活用コンサルティング・AI開発の売上高は1,452,805千円と増収となり、また既存顧客の案件拡大、特に生成AI関連案件は大型かつ期間の比較的長いプロジェクトが多く大幅な増益に貢献しています。衛星関連プロジェクトは予定通り大型案件が2025年3月に完了し保守運用フェーズへ移行したことにより売上減少となり人工衛星データ解析AIサービスの売上高は166,576千円となりました。AI保守運用については大型の保守運用が継続かつ2026年3月からさらに拡大しており売上高は192,342千円となりました。

② デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業におきましては、売上高が1,182,095千円（前期比10.0%減）、セグメント利益が40,420千円（前期比66.7%減）となり、そのサービス別では、大手企業からの広告制作や運用などが増加した一方でプラットフォーマーからの受注が減少しソーシャルメディアマーケティングの売上高が811,237千円、保有する楽曲からの権利収入が増加し音楽制作配信サービスの売上高が370,858千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資等の金額は9,088千円です。その主な内容は、パソコンの購入になります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、第三者割当増資による新株を発行し、1,059,240千円の資金を調達しています。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2023年7月期 第8期	2024年7月期 第9期	2025年7月期 第10期	2026年7月期 第11期 (当連結会計年度)
売上高	—	—	2,593,322	2,993,819
営業利益	—	—	283,137	547,164
経常利益	—	—	290,846	556,223
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	139,627	407,549
1株当たり当期純利益（円）	—	—	36.00	95.93
総資産	—	3,043,228	2,846,318	4,484,609
純資産	—	2,440,328	2,458,780	3,720,954

(注) 第9期が連結計算書類の作成初年度であるため、第8期の状況は記載していません。また、第9期末より連結計算書類の作成が必要となったことから、第9期においては貸借対照表のみを連結しています。そのため、連結損益計算書は作成していません。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2023年7月期 第8期	2024年7月期 第9期	2025年7月期 第10期	2026年7月期 第11期 (当事業年度)
売上高	790,384	1,071,954	1,280,324	1,811,723
営業利益	70,346	152,738	161,725	513,972
経常利益	60,896	153,014	163,169	516,740
当期純利益	44,564	121,697	116,146	357,992
1株当たり当期純利益 (円)	12.54	31.97	29.95	84.26
総資産	2,062,668	2,358,490	2,470,967	4,146,162
純資産	1,989,487	2,135,603	2,291,237	3,728,249

(注) 2022年12月27日開催の臨時株主総会決議により、2023年1月4日付で株式10株を1株に併合しておりますが、第8期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、毎年7月に事業計画を策定し、その達成に向けて事業の拡大を図ります。そのための対処すべき課題としては、先端技術の研究開発及び開発体制の強化、他社との共同事業や事業提携活動の拡大、優秀な人材の確保と育成、情報管理及び内部管理体制の強化があり、これらの達成に向けて取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容

事 業	主要製商品・サービス
カスタムAIソリューション事業	ディープラーニングを中心とした先端技術の持つ可能性を、技術とビジネスの両面に精通したプロフェッショナルが、ニーズに合わせて最適な技術を選択し提案・開発・提供を行っております。
デジタルマーケティング事業	ソーシャルメディアを利用した企業向けのマーケティングコンサルティング及び広告制作などを行っており、併せて音楽の著作権管理と企業広告用の楽曲制作を行っております。

(7) 主要な営業所（2026年7月31日現在）

①当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル438

②子会社

名 称	所 在 地
創研情報株式会社	東京都港区芝浦四丁目9番25号 芝浦スクエアビル16F
SKコラボレーション株式会社	東京都港区芝浦四丁目9番25号 芝浦スクエアビル16F

(8) 従業員の状況（2026年7月31日現在）

①企業集団の従業員数

従 業 員 数
124名（前連結会計年度末比 +50名）

（注）上記従業員には、臨時従業員（アルバイト・派遣社員）を含んでおりません。

②当社の従業員数

従 業 員 数
44名（前事業年度末比 +5名）

（注）上記従業員には、臨時従業員（アルバイト・派遣社員）を含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
創研情報株式会社	15,000千円	100%	カスタムAIソリューション事業

③その他の重要な企業結合等の状況

SBIホールディングス株式会社は当社の議決権の22.60%を保有しており、当社のその他の関係会社になります。このため、当社はSBIホールディングス株式会社の持分法適用の関連会社であります。

(10) 主要な借入先の状況（2026年7月31日現在）

該当事項はありません。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,317,440株（自己株式76株を含む）
- (3) 株主数 4,278名
- (4) 大株主（上位10名）

（2026年7月31日現在）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
SBIホールディングス株式会社	974	22.56
株式会社柳原ホールディングス	648	15.01
柳原尚史	455	10.54
株式会社バルカー	416	9.65
五味大輔	205	4.74
荏原環境プラント株式会社	83	1.93
石田健二	73	1.70
日本証券金融株式会社	66	1.53
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	63	1.47
JPモルガン証券株式会社	50	1.16

（注） 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（76株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2018年10月1日	2019年10月29日	2021年7月12日
新株予約権の数	50,000個	370,000個	18,000個
保有人数 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	1名	2名	1名
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 5,000株	普通株式 37,000株	普通株式 1,800株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき30円	1株につき200円	1株につき600円
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～ 2028年9月30日	2021年10月29日～ 2029年10月28日	2023年7月12日～ 2031年7月11日
行使の条件	(注)2	(注)3	(注)3

名称	第7回有償新株予約権
決議年月日	2024年1月18日
新株予約権の数	140個
保有人数 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	3名
新株予約権の払込金額	1株につき62円
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 14,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,571円
新株予約権の行使期間	2025年11月1日～ 2034年2月6日
行使の条件	(注)4

(注)1. 2022年12月27日開催の臨時株主総会により、2023年1月4日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、上記「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際し

て出資される財産の価額」は当該株式併合後の「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a)当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(b)当社の発行済株式（但し、潜在株式を除く。）に係る議決権の総数に占める、2018年10月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

(2)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社を懲戒解雇され、又は、当社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引所に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。

(4)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

3. 新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権は、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合にのみ行使することができる。

(2)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社を懲戒解雇され、又は、当社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引所に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。

(4)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権は、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結計算書類を作成している場合には連結損益計算書、以下同様）における売上高の数値に応じて、本項各号に定める条件に従い、本新株予約権を行使することができる。

(a)2025年7月期の売上高が1,300百万円を超過した場合、付与された新株予約権の30%を限度として

行使することができる。

(b)2026年7月期又は2027年7月期の売上高が1,700百万円を超過した場合、付与された新株予約権の全てを行使することができる。

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切でないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

(2)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3)新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5)本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2026年7月31日現在)

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況等
代表取締役社長	柳 原 尚 史	SBIホールディングス株式会社 社外取締役
常務取締役	市 来 和 樹	カスタムAIソリューション事業部長 創研情報株式会社 取締役
取締役	中 井 努	管理部長 創研情報株式会社 取締役
取締役	西 村 竜 彦	Frontier Innovations株式会社 代表取締役社長 株式会社QPS研究所 社外取締役
取締役	木 下 祐 介	株式会社バルカー 執行役員デジタル戦略本部長
取締役	木 村 紀 義	SBIホールディングス株式会社 専務執行役員グループCTO
取締役（常勤監査等委員）	松 本 範 平	創研情報株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	櫛 本 健 夫	とちもと公認会計士事務所 所長・代表公認会計士 株式会社フレド 代表取締役 株式会社トランザクション 取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	齊 藤 友 紀	法律事務所LAB-01 代表弁護士 Cohh株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役西村竜彦氏、取締役木下祐介氏、取締役木村紀義氏、取締役松本範平氏、取締役櫛本健夫氏、取締役齊藤友紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員櫛本健夫氏は、公認会計士の資格を有しており、経営及び財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員齊藤友紀氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する専門的な知識と経験を有するものであります。
4. 常勤監査等委員松本範平氏は、金融機関の役員として企業経営の管理における経験を有するものであります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松本範平氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役小松平佳氏と取締役椿山善昭氏は、2025年10月28日付で任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役西村竜彦氏、取締役木下祐介氏、取締役木村紀義氏、取締役松本範平氏、取締役櫛本健夫氏、取締役齊藤友紀氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び執行役員（既に退任又は退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反、身体の障害又は財物の損壊に対する損害賠償請求並びに倒産に関する損害賠償請求などの場合には填補の対象としないこととしております。
9. 当社は、社外取締役である西村竜彦、木下祐介、松本範平、櫛本健夫、齊藤友紀の5氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年9月20日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しておりますが、第11期定時株主総会において第3号議案乃至第5号議案が承認可決されることを条件として、その内容を下記の通り変更することを2026年9月11日開催の取締役会において決議しております。決定方針の内容は次の通りです。

(a) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等にかかる基本方針は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社の価値の増大に資することを狙いとして構築すること、また、個人別の取締役の報酬の決定に際して、役位と職責、在任年数、貢献度を踏まえた適正な水準とする。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、①基本報酬としての固定金銭報酬と、②各事業年度の連結業績等に応じて決定される業績連動金銭報酬、また③中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として支給する当社新株予約権等とを組み合わせた体系とする。社外取締役の報酬は、基本報酬としての固定金銭報酬と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として支給する譲渡制限付株式を組み合わせた体系とする。なお、株主総会で決議された報酬総額の限度内の支給とする。

(b) 固定金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定金銭報酬は、毎月の固定額とする。個別の報酬額は、基本方針に基づき、報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定する。

(c) 業績連動金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動金銭報酬は、連結業績に係る目標達成度を基礎として、これに管掌部門の業績や重要課題・重点施策への取り組みとその成果等に基づき各取締役の個人評価を加味して算定する。また、業績の目標達成度を測る指標には、当社売上高及び営業利益を採用する。個別の業績連動金銭報酬の額は、基本方針に基づき、報酬委員会への諮問を経て取締役会にて決定し、各事業年度終了後に一括して支給する。

(d) 非金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の非金銭報酬は、当社の持続的な企業価値向上へのインセンティブを与え、株主との一層の価値共有を図ることを目的として、当社新株予約権等の付与または一定期間継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件とする譲渡制限付株式を付与する。新株予約権の個人別の付与は、基本方針に基づき、報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定する。譲渡制限付株式の具体的な付与金額及び株式数については、報酬委員会への諮問を踏まえたうえで取締役会が決定し、原則として、毎年一定の時期に付与する。なお、付与対象者に重大な職務違反等があった場合、当社は交付した株式を当然に無償で取得する。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が2024年9月の決定方針と整合していることを確認しており、その決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額

(単位：千円)

区分	対象となる 役員の数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	4名	83,100	13,700	－	96,800
社外取締役（監査等委員を除く。）	2名	2,850	－	－	2,850
社外取締役（監査等委員）	3名	13,920	－	－	13,920
計	9名	99,870	13,700	－	113,570

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬総額を年額100百万円以内とすることを2022年5月30日開催の株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名です。また個別の役員6名の報酬額については、取締役会で決定しております。
2. 監査等委員である取締役の報酬額については、当社の事業規模等を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を年額15百万円以内とすることを2022年5月30日開催の株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。また個別の役員3名の報酬額については、監査等委員である取締役の協議に一任しております。
3. 社外取締役（監査等委員を除く。）の員数は期中で退任した者を含めて4名ですが、無支給者が2名いるため、支給員数と相違しております。
4. 有償新株予約権は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであるため、上記の報酬等の総額、報酬等の種類別の額には含めておりません。
5. 上記のほか、取締役1名に対し特許に係る出願時支払金・登録時支払金104千円を支払っております。

③ 業績連動報酬としての賞与

当社は、業績連動報酬を取締役に対する短期インセンティブと位置付けており業績指標として一事業年度の成果を表す売上高及び営業利益を指標として採用しております。取締役（監査等委員を除く。）の固定報酬に業績連動報酬を加えた金額が年額100百万円以内となること及び指標の達成度により決定しております。なお、2026年7月期は売上高及び営業利益のそれぞれの達成度に応じて変動幅0.0～1.0で報酬額を決定します。

2026年7月期における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

指標（連結）	目標（A）（注）	実績（B）	目標比率（B/A）
売上高	2,852百万円	2,993百万円	104%
営業利益	311百万円	547百万円	175%

（注）2026年7月期の目標は、2025年7月期の売上高及び営業利益の10%増の金額となっております。

指標（連結）	目標	倍率
売上高	2025年7月期売上高の10%増	1.0
営業利益	2025年7月期営業利益の10%増	1.0

（支給方式）業績連動型報酬支給額＝標準報酬月額×倍率

（3）社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
取締役	西村 竜彦	Frontier Innovations株式会社	代表取締役社長
		株式会社QPS研究所	社外取締役
取締役	木下 祐介	株式会社バルカー	執行役員
取締役	木村 紀義	SBIホールディングス株式会社	専務執行役員
取締役監査等委員	櫛本 健夫	とちもと公認会計士事務所	所長・代表公認会計士
		株式会社クレド	代表取締役
		株式会社トラザクシオン	取締役（監査等委員）
取締役監査等委員	齊藤 友紀	法律事務所LAB-01	代表弁護士
		Cohh株式会社	代表取締役

（注）重要な兼職先と当社との間に、資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西 村 竜 彦	当事業年度に開催された取締役会17回中の全てに出席致しました。主にIT業界及び金融業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、衛星ビジネスを中心に経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	木 下 祐 介	社外取締役就任後に開催された取締役会11回中の全てに出席致しました。主にIT業界での勤務経験、特にAI業界における技術及びビジネスの経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	木 村 紀 義	社外取締役就任後に開催された取締役会11回中の全てに出席致しました。主にIT業界及び金融業界での勤務経験及び取締役としての豊富な企業経営の経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役監査等委員	松 本 範 平	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会15回の全てに出席致しました。主に金融機関における豊富な経験や幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に内部統制やガバナンス体制の構築に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。
取締役監査等委員	櫛 本 健 夫	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会15回の全てに出席致しました。日本銀行での実務経験及び公認会計士としての専門的見地、数多くの企業に対する知見、幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に経営及び財務・会計に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。
取締役監査等委員	齊 藤 友 紀	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会15回の全てに出席致しました。主に弁護士としての専門的見地や幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に法務に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人が独立性や専門性の観点からその職務を適切に遂行することが困難と認める場合、又は法令に違反する、公序良俗に反する、監査契約に違反する、もしくは監督官庁から処分を受けるなど、会計監査人としての信頼性や適格性に疑義が生じる事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任について検討を行います。

検討の結果、会計監査人を解任又は不再任とすべきと判断した場合は、株主総会に提出される当該解任又は不再任にかかる議案の内容を決定します。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定又は決議及び当該体制の運用状況について

① 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システムに関する基本方針」として取締役会で決議した内容は次の通りであります。

(最終改定 2024年7月17日)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする関連社内規程を整備するとともに、全役職員に周知徹底させる。
- (b) 会社は、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (c) 会社は、コンプライアンスに関する相談及び通報等について「公益通報者保護規程」を定め、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- (d) 会社は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態について定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役（監査等委員）に報告する。
- (e) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をするとともに、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (b) 文書管理部署の管理部は、取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。
- (c) 当社は業務上取り扱う情報について「情報セキュリティ基本規程」に基づき、必要な対策を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、リスク発生時には速やかに対応を行うとともに必要な是正措置を行う。

(4) 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は「関係会社管理規程」を定め、企業集団が効果的かつ効率的に運営できる体制とする。
- (b) 当社は、子会社に対して業績を含む職務執行状況に関する報告を定期的に求め、又、子会社の取締役や監査役として派遣された当社人員が、毎月開催される取締役会等への参加を通じて、子会社の役職員の職務執行状況を直接確認する。子会社に重要な法令違反等が発見された場合は、遅滞なく取締役会に報告し、同時に監査等委員会に報告する。
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社に準じた子会社の社内規程等を整備し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、運用する。
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社は、子会社の内部統制部門と連携を図り、その適正性を確認するとともに、必要に応じて、子会社に対して直接内部監査を実施する。

(5) 取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定が必要な場合には臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (b) 取締役（監査等委員であるものを除く）は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」及び「職務権限明細」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- (c) 取締役（監査等委員であるものを除く）は原則として月1回開催される経営会議等を通じて緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行う。

- (6) 取締役（監査等委員）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 取締役（監査等委員）は、取締役（監査等委員）の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員補助使用人」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - (b) 監査等委員補助使用人が取締役（監査等委員）の職務を補助すべき期間中の指揮権は、取締役（監査等委員）に委嘱されたものとして、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、取締役（監査等委員）の事前の同意を得るものとする。
- (7) 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が取締役（監査等委員）に報告するための体制、その他の取締役（監査等委員）への報告に関する体制
- (a) 取締役（監査等委員）は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人からその職務執行状況を聴取し、また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人に説明及び報告を求めることができる。
 - (b) 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法又は不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに取締役（監査等委員）に報告する。
 - (c) 会社は、取締役（監査等委員）に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人等に周知徹底する。
- (8) その他取締役（監査等委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役社長は、取締役（監査等委員）と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を行う。
 - (b) 取締役（監査等委員）は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - (c) 取締役（監査等委員）は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度は、前事業年度に引き続き監査等委員会設置会社及び監査等委員でない社外取締役を3名体制としガバナンス体制の構築強化を行いました。また、内部監査については、2025年11月に取締役会で内部監査計画にかかる決議を行うとともに、カスタムAIソリューション事業部及び管理部に対して内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長及び取締役（監査等委員）に報告を行っております。

コンプライアンス・リスク委員会を定期開催し、リスク管理体制の整備を行うとともに、顧客クレーム情報や労務管理の状況、内部通報の発生にかかる報告を行うなど、リスク情報の早期把握に努めております。

当事業年度の取締役会は、臨時も含めて17回開催し、適切な業務執行が行える体制を確保しております。また、毎月行われる経営会議においては、役員間の情報共有や業務執行における課題、取締役会の議題の事前検討を行っております。

取締役（常勤監査等委員）は、取締役会及び経営会議に毎月出席し、取締役及び使用人からその職務執行状況を聴収するとともに、稟議書、契約書等の重要書類の閲覧や取締役及び使用人に説明及び報告を求めることができる体制となっております。またコンプライアンス・リスク委員会にもオブザーバーとして参加し、リスク情報を把握できる状況となっております。また、全ての取締役（監査等委員）は、監査法人との情報共有を定期的に行っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,090,484	流 動 負 債	581,966
現 金 及 び 預 金	3,558,513	買 掛 金	124,448
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	484,440	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	40,000
前 払 費 用	37,048	未 払 金	91,665
そ の 他	11,081	未 払 法 人 税 等	158,464
貸 倒 引 当 金	△600	契 約 負 債	5,535
		賞 与 引 当 金	10,809
固 定 資 産	394,125	役 員 賞 与 引 当 金	13,700
有 形 固 定 資 産	52,815	そ の 他	137,344
建 物	26,947	固 定 負 債	181,687
工 具、器 具 及 び 備 品	25,867	社 債	50,000
無 形 固 定 資 産	142,356	長 期 未 払 金	52,794
ソ フ ト ウ ェ ア	945	資 産 除 去 債 務	18,438
の れ ん	141,411	退 職 給 付 に 係 る 負 債	60,455
投 資 そ の 他 の 資 産	198,953	負 債 合 計	763,654
長 期 預 金	20,180	(純資産の部)	
敷 金 及 び 保 証 金	56,873	株 主 資 本	3,699,932
繰 延 税 金 資 産	73,942	資 本 金	12,528
そ の 他	47,957	資 本 剰 余 金	2,984,623
		利 益 剰 余 金	702,974
		自 己 株 式	△194
		新 株 予 約 権	21,022
		純 資 産 合 計	3,720,954
資 産 合 計	4,484,609	負 債 純 資 産 合 計	4,484,609

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,993,819
売 上 原 価		1,346,885
売 上 総 利 益		1,646,933
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,099,769
営 業 利 益		547,164
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,816	
助 成 金 収 入	4,400	
そ の 他	1,582	15,798
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	6,740	6,740
経 常 利 益		556,223
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	88,408	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	2,601	91,010
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		647,233
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	245,845	
法 人 税 等 調 整 額	△24,982	220,863
当 期 純 利 益		426,369
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		18,820
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		407,549

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	38,392	1,857,145	295,425	△194	2,190,769
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	532,655	532,655			1,065,310
資本金から剰余金への振替	△558,519	558,519			－
連 結 子 会 社 株 式 の 売却による持分の増減		36,302			36,302
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			407,549		407,549
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	△25,864	1,127,478	407,549	－	1,509,163
当 期 末 残 高	12,528	2,984,623	702,974	△194	3,699,932

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	7,416	260,595	2,458,780
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			1,065,310
資本金から剰余金への振替			－
連 結 子 会 社 株 式 の 売却による持分の増減			36,302
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			407,549
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	13,606	△260,595	△246,989
当 期 変 動 額 合 計	13,606	△260,595	1,262,174
当 期 末 残 高	21,022	－	3,720,954

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 SKコラボレーション株式会社、創研情報株式会社

(連結範囲の変更)

当連結会計年度において、SKコラボレーション株式会社の株式を取得したことにより、その子会社の創研情報株式会社と共に、連結の範囲に含めています。

また、株式会社スターミュージック・エンタテインメントは所有株式の全てを売却したため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（TANREN株式会社）は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社スターミュージック・エンタテインメントの決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、6月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。また、SKコラボレーション株式会社及び創研情報株式会社の決算日は6月30日です。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3年～22年

工具、器具及び備品 3年～15年

(b) 無形固定資産…定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア 3年～5年

(5) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③役員賞与引当金

取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

カスタムAIソリューション事業

当社グループのカスタムAIソリューション事業は主として、初期導入フェーズにおける課題特定、全社戦略策定の支援、AIソリューションの開発及び実装等の請負業務契約等による収益と、顧客との新規事業開発やプロダクト開発等の共同開発契約による収益を得ており、収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）に基づき、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、請負業務契約等は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。また、共同開発契約は、主として顧客との契約に基づいて一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約期間にわたり収益を認識しております。

デジタルマーケティング事業

当社グループのデジタルマーケティング事業は主として、動画プラットフォームにおける広告の企画、制作、マネジメント等の業務と音楽制作及び配信業務であり、その収益は顧客企業又は代理店からの発注によるものであります。また、音楽配信業務については音楽利用に関する権利収入があります。

広告の企画、制作、マネジメント等の業務と音楽制作業務については、制作物を顧客企業に提出し引き渡した時点で履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。また音楽配信業務の権利収入については、権利の管理団体より権利収入に関する通知があった時点で収益を認識しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（10年）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

カスタムAIソリューション事業に係る一定期間にわたり履行義務を充足し収益認識する売上高

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 売上高 1,086,324千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定期間にわたり履行義務が充足される請負業務契約等については、期末日における原価総額の見積りに対する累積実際発生原価の割合に応じた金額で履行義務の充足に係る進捗率を見積り（インプット法）、当該進捗率に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、累積実際発生原価の範囲でのみ収益を認識しております。

見積総原価については、要求仕様及び開発途中の大きな設計の変更がなく、開発過程に想定外の大きな工数が発生しないことを前提として、類似案件の開発経験を参考に一定の仮定をおいて算出しております。しかし、顧客からの要請の高度化及び複雑化、また開発段階での要件及び納期変更等により、その仮定が変更となる可能性があります。

見積総原価については、各プロジェクトの現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、見積総原価に係る前提条件の変更等（要求仕様や設計の変更等）により見積額が変更となる可能性があります。翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高

売掛金	216,205千円
契約資産	268,235千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 161,776千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,317,440株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 76株

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数
普通株式 108,060株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して行っております。また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 資金調達の流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

- ①「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- ②「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価・・・観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価・・・観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価・・・観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	カスタムAIソリューション事業	デジタルマーケティング事業	合計
請負業務契約等	1,173,064	776,292	1,949,356
共同開発契約	194,000	—	194,000
著作権等の権利収入	—	205,470	205,470
その他	444,659	200,332	644,992
顧客との契約から生じる収益	1,811,723	1,182,095	2,993,819
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,811,723	1,182,095	2,993,819

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

売掛金（期首残高）	307,515千円
売掛金（期末残高）	216,205千円
契約資産（期首残高）	97,680千円
契約資産（期末残高）	268,235千円
契約負債（期首残高）	38千円
契約負債（期末残高）	5,535千円

契約資産は、顧客との請負業務契約等について、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該請負業務契約等に関する対価は、契約条件に従い請求し、概ね1カ月以内に受領しております。

契約負債は、将来にわたって履行義務が充足される請負業務契約等や共同開発契約に係る収益について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。この契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	856円99銭
1株当たり当期純利益	95円93銭

8. 企業結合等に関する注記

（取得による企業結合）

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称	SKコラボレーション株式会社及び創研情報株式会社
事業の内容	情報処理システムの開発及びコンサルタント業

②企業結合を行った理由

当社は、「データ・AIを駆使した最先端技術とビジネス知見を用いて、未解決の課題に挑み、新しい社会を実現する」をミッションとして掲げ、カスタムAIソリューション事業として顧客課題の本質から現場プロセスを理解し、マルチモーダルAIを組み合わせた最適なAIソリューションの提案・実装を担ってまいりました。

近年、生成AIを単独利用する段階から、企業の基幹業務や業務システムへ深く組み込み、継続的な運用改善までを含めて実装する「AX (AI Transformation)」案件が急速に拡大しています。こうした案件では、AIモデル開発にとどまらず、既存システム連携、業務要件定義、運用設計、継続改善、定着支援までを一体的に推進できる「AXデリバリー体制」の構築が不可欠となっています。特に、顧客現場に常駐し、業務・システム双方を理解しながら、AIの実装・改善要求にニアリアルタイムで対応する専門人材「FDE (Forward Deployed Engineer)」の確保及び育成は、AX案件の成否を左右する最重要課題として浮上しています。

当社においても、AX案件の引き合いは直近1年で急増しており、エンタープライズシステム開発に精通したPMおよびFDE人材の確保・育成が事業拡大に向けた重要課題となっています。

この度、当社が子会社化を決定した創研情報株式会社は、東京および京都を拠点とする独立系システム開発会社です。従業員80名のうち、PMが約10名、常駐型の業務システム担当エンジニアが約60名在籍し、金融系・業務系システムを中心に要件定義から開発・保守までを一貫して提供する体制を有しています。顧客業務に深く入り込む常駐型支援モデルを長年にわたり展開しており、AXデリバリーに不可欠なFDEへの転換ポテンシャルを有する率先力人材を多数擁しています。なお、SKコラボレーション株式会社は現在事業を行っておらず資産管理会社となっています。

なおこれまでに当社と創研情報株式会社との関係は、2025年4月より取引があり、2025年12月頃より、創研情報株式会社の子会社化の可能性も含めた検討を行った結果、今般の子会社化となりました。

創研情報株式会社をグループに迎えることで、当社が推進する大型AX案件におけるデリバリー体制を抜本的に強化するものです。AIシステムの構想・設計から本番運用・継続改善までを一貫して自社グループ内で完結できる体制を実現します。大手SIerにはAIの技術実装力が不足し、またAIスタートアップには業務実装力が不足しがちな中、当社はこの両輪を強化することでAXデリバリー体制を構築し、市場における競合優位性を確立してまいります。

③企業結合日

2026年5月21日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称
変更ありません。

⑥取得した議決権比率
100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれていません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 現金 200百万円
取得原価 200百万円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額
アドバイザーに対する報酬・手数料等 10百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額
141百万円

②発生原因
今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。

③償却方法及び償却期間
10年にわたる均等償却

(子会社株式の譲渡)

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

株式会社スターミュージック・エンタテインメント

②分離した事業の内容

音楽事業、ソーシャルメディアマーケティング事業

③事業分離を行った主な理由

当社は、2024年6月14日に成長領域への参入とシナジー創出のために株式会社スターミュージック・エンタテインメント株式570,000株を取得し連結子会社化するとともに、2025年5月30日には140,000株を追加取得し、株式合計710,000株を所有するに至りました。

譲渡先であるSBIホールディングス株式会社は、当社株式を22.60%保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社です。SBIグループは同グループのメディア・エンタテインメント・マーケティング関連事業を統括するSBIネオメディアホールディングス株式会社を中核会社として、グローバル規模でSBIネオメディア生態系を拡大させており、株式会社スターミュージック・エンタテインメントの属する事業領域においても広範な事業基盤及び経営資源を有しております。本件株式譲渡により、株式会社スターミュージック・エンタテインメントはSBIグループの一員として、グループ各社との事業シナジーの創出、経営資源の効率的活用及び競争力の強化が見込まれます。

また、当社としては、既存顧客からの依頼大型化により想定以上にカスタムAIソリューション事業が伸長しているため、当該事業に経営資源、特にマネジメントやAI人材を集中させることで、資本効率の向上及び持続的な企業価値の向上を図るものであります。

以上の理由により、本件株式譲渡を実施することといたしました。

④事業分離日

2026年7月16日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式及び債権の譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

関係会社株式売却益 88百万円

②譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	958	百万円
固定資産	97	
資産合計	1,055	
流動負債	217	
固定負債	3	
負債合計	220	

③会計処理

売却関連費用控除後の関係会社株式の譲渡価額と連結上の帳簿価額との差額を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた業務

デジタルマーケティング業務

(4) 連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	1,182	百万円
営業利益	40	

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,806,477	流 動 負 債	417,912
現 金 及 び 預 金	3,335,409	買 掛 金	90,983
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	372,252	未 払 金	38,653
前 払 費 用	32,649	未 払 法 人 税 等	157,934
関 係 会 社 貸 付 金	60,000	未 払 消 費 税 等	59,036
そ の 他	6,165	契 約 負 債	1,166
		預 り 金	31,439
		役 員 賞 与 引 当 金	13,700
		そ の 他	25,000
固 定 資 産	339,684	負 債 合 計	417,912
有 形 固 定 資 産	24,013	(純資産の部)	
建 物	374	株 主 資 本	3,707,227
工 具、器 具 及 び 備 品	23,639	資 本 金	12,528
無 形 固 定 資 産	585	資 本 剰 余 金	3,053,242
ソ フ ト ウ ェ ア	585	資 本 準 備 金	1,591,697
投 資 そ の 他 の 資 産	315,085	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,461,544
関 係 会 社 株 式	210,200	利 益 剰 余 金	641,650
敷 金 及 び 保 証 金	37,380	利 益 準 備 金	1,250
長 期 前 払 費 用	2,124	そ の 他 利 益 剰 余 金	640,400
繰 延 税 金 資 産	65,381	繰 越 利 益 剰 余 金	640,400
		自 己 株 式	△194
		新 株 予 約 権	21,022
		純 資 産 合 計	3,728,249
資 産 合 計	4,146,162	負 債 純 資 産 合 計	4,146,162

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,811,723
売 上 原 価		661,383
売 上 総 利 益		1,150,340
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		636,368
営 業 利 益		513,972
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,368	
講 演 料 収 入	878	
そ の 他	261	9,508
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	6,740	6,740
経 常 利 益		516,740
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	120	120
税 引 前 当 期 純 利 益		516,860
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	188,498	
法 人 税 等 調 整 額	△29,630	158,867
当 期 純 利 益		357,992

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	38,392	1,059,042	903,025	1,962,067
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	532,655	532,655		532,655
資本金から剰余金への振替	△558,519		558,519	558,519
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△25,864	532,655	558,519	1,091,175
当 期 末 残 高	12,528	1,591,697	1,461,544	3,053,242

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	1,250	282,408	283,658	△194	2,283,924	7,313	2,291,237
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行					1,065,310		1,065,310
資本金から剰余金への振替					－		－
当 期 純 利 益		357,992	357,992		357,992		357,992
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						13,708	13,708
当 期 変 動 額 合 計	－	357,992	357,992	－	1,423,303	13,708	1,437,011
当 期 末 残 高	1,250	640,400	641,650	△194	3,707,227	21,022	3,728,249

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(a) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(b) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3年

工具、器具及び備品 3年～15年

(b) 無形固定資産…定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア 3年

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上していません。

②役員賞与引当金

取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

カスタムAIソリューション事業

当社は主として、初期導入フェーズにおける課題特定、全社戦略策定の支援、AIソリューションの開発及び実装等の請負業務契約等による収益と、顧客との新規事業開発やプロダクト開発等の共同開発契約による収益を得ており、収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）に基づき、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、請負業務契約等は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のあ
る権利を有していることから、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。また、共同開発契約は、主として顧客との契約に基づいて一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

カスタムAIソリューション事業に係る一定期間にわたり履行義務を充足し収益認識する売上高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 売上高 1,086,324千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 142,713千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 93,183千円

短期金銭債務 19,890千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引

売上高 208,666千円

仕入高 27,102千円

販売費及び一般管理費 8,082千円

営業外取引 921,674千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 76株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額 11,376 千円

未確定債務 28,550

敷金 6,577

その他 25,455

繰延税金資産小計 71,959

評価性引当額 △6,577

評価性引当額小計 △6,577

繰延税金資産合計 65,381

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	2,380	金融持株会社	(被所有)直接22.6%	業務提携役員の受入(1名)	子会社の売却子会社売却益(注1)	921,580 120	—	—
							役務の提供(注2)	208,666	売掛金及び契約資産	33,183
その他の関係会社の子会社	株式会社SBI証券	東京都港区	693	金融会社	(被所有)間接22.6%	業務提携	役務の提供(注2)	267,500	売掛金及び契約資産	46,200
子会社	SKコーポレーション株式会社	東京都港区	1百万円	資産管理会社	直接100%	貸付	資金の貸付	60,000	関係会社貸付金	60,000

(注1) 取引条件については、対価の算定方法として合理的な方法を契約により決定しております。

(注2) 取引条件については一般顧客と場合と同様に、SBIホールディングス株式会社及び株式会社SBI証券と協議のうえ、市場実勢を勘案して決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 858円68銭
1株当たり当期純利益 84円26銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月16日

株式会社 R i d g e - i
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 野澤 啓
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 室井 秀夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 R i d g e - i の2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 R i d g e - i 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月16日

株式会社 R i d g e - i
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 野澤 啓
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 室井 秀夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 R i d g e - i の2025年8月1日から2026年7月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月17日

株式会社 R i d g e - i 監査等委員会

常勤監査等委員 松 本 範 平 印

監査等委員 櫟 本 健 夫 印

監査等委員 齊 藤 友 紀 印

(注) 常勤監査等委員松本範平、監査等委員櫟本健夫及び齊藤友紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

会場

大手町ファーストスクエア イーストタワー 2階
大手町ファーストスクエアカンファレンス Room A
※イーストタワー 1階カンファレンス用受付にて
セキュリティパスをお受け取りください。

交通

[illegible]

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。